

# NIKKO MaaS 連携 AI 観光タクシー実証事業業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、NIKKO MaaS と連携したデマンド交通の自立可能性を調査・分析することで、二次交通を利用しやすく、自家用車がなくても観光できる環境を整備し、更なる観光客の増加と環境負荷低減を目的とするもので、同種業務の実績や豊富な技術・経験、専門的知識等を有する者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 業務の概要

(1) 委託業務名

NIKKO MaaS 連携 AI 観光タクシー実証事業業務委託

(2) 業務内容

別紙 1 仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 5（2023）年 3 月 24 日（金）まで

(4) 委託契約金額の上限

11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 栃木県の競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付会計第 129 号）に基づく指名停止中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

## 4 手続

- (1) 日程（予定）
- (ア) 公募開始（実施要領等の公表）  
令和 4（2022）年 6 月 9 日（木）
  - (イ) 質疑受付終了  
令和 4（2022）年 6 月 16 日（木）17 時必着
  - (ウ) 参加表明書、企画提案書の期限  
令和 4（2022）年 6 月 30 日（木）17 時必着
  - (エ) 審査結果の通知・公表  
令和 4（2022）年 7 月上旬
- (2) 実施要領の公表・配付  
実施要領等は、県HPで公表する他、下記にて配付する。

### 【配付場所】

- ・ 場所：栃木県環境森林部環境森林政策課 環境立県戦略室
- ・ 時間：土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）
- ・ 住所：〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
- ・ 電話：028-623-3185

## 5 質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式 1）により提出すること。

- (1) 質問受付期間  
令和 4（2022）年 6 月 9 日（木）から 6 月 16 日（木）17 時まで（必着）
- (2) 提出場所  
本要領 12 のとおり
- (3) 提出方法  
持参、郵送、FAX又は電子メールによる。  
なお、郵送、FAX又は電子メールの場合は、提出期限必着とし、到着しているか確認の電話連絡を行うこと。
- (4) 提出部数  
1 部
- (5) 回答  
回答は、質問者に対して行うとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するお

そのあるものを除き、質問回答集としてまとめ、県ホームページに掲載する。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（別記様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和4（2022）年6月30日（木）17時必着

(2) 提出場所

本要領12のとおり

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便による。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とする。

## 7 企画提案書の内容及び提出

別紙1仕様書に基づき、以下のとおり企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

原則A4判、横書き、左とじ、両面印刷とし、A3判仕様の場合は折り込むこと。

また、副本は無記名とし、社名が類推できないように作成すること。企画提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。

<内容>

✓ 企画内容

仕様書記載の「4業務内容」の項目毎に企画内容を提案すること。その他、本業務の目的を達成するために有効な手段や方法があれば独自に提案すること。

✓ 業務執行体制

✓ 全体スケジュール

✓ 類似業務の実績

✓ 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。）

※記載の順序は問わない。

(2) 提出期限

令和4（2022）年6月30日（木）17時必着

(3) 提出場所

本要領12のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便による。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とする。

(5) その他

ア 提出された資料は、本件の選考以外に使用しない。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象（個人情報を除く。）となる。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 参加申込書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を、持参又は郵送により提出すること。

## 8 審査・選定方法

(1) 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーションは実施せず、県が設置する審査会において、提出された企画提案書等を審査基準により総合的に評価し、委託契約候補者を選定する。

ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。前記にかかわらず、平均点が60点未満の場合には候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別表のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

## 9 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 契約の締結

審査結果が業務の内容に最も適すると認められる企画提案者を選定し、その者と契約締結の協議を行うものとする。

なお、契約締結の協議においては、企画立案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

## 11 その他

- (1) 全ての提出書類の作成、提出、プレゼンテーションの実施に係る費用は、プロポーザル参加希望者又はプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 契約候補者の企画提案書の著作権は、契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は、応募者が行うとともに、その使用に係る経費は見積書に計上すること。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。  
なお、委託契約期間終了後、栃木県等が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後についても同様とする。
- (8) 提出された書類は返却しない。また、内容の追加及び修正は認めない。なお、提出された書類は必要に応じ複写することができることとする。

## 12 書類の提出先及び質疑先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 本庁舎11階

栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室 担当：西田、竹澤

TEL：028-623-3185 FAX：028-623-3259

Mail：[nishidak01@pref.tochigi.lg.jp](mailto:nishidak01@pref.tochigi.lg.jp)

### 附則

この要領は、令和4（2022）年6月6日から施行し、委託業務の契約を締結した翌日にその効力を失う。